

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項にもとづき届出を行なった電気最終保障供給約款（2026年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費等調整）(2)ロに定める基準単価および(3)ロに定める市場基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

### 1. Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,464.44	224.04
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,395.80	217.80
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,369.40	215.40
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	24.32	2.21
その他季料金	22.88	2.08
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	21.80	1.98
その他季料金	20.56	1.87
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	21.36	1.94
その他季料金	20.17	1.83
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,847.24	258.84
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,607.00	237.00
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,527.80	229.80
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	2,448.60	222.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
夏季料金	21.82	1.98
その他季料金	20.62	1.87
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	20.69	1.88
その他季料金	19.57	1.78
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	20.27	1.84
その他季料金	19.18	1.74
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	19.83	1.80
その他季料金	18.78	1.71

2. 別表2（燃料費等調整）(2)ロに定める基準単価および(3)ロに定める市場基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
基準単価		
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.183	0.017
特別高圧で供給を受ける場合	0.176	0.016
市場基準単価		
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.129	0.012
特別高圧で供給を受ける場合	0.124	0.011